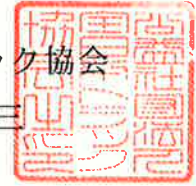


全ト協発第563号(環)

平成27年2月23日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三



アルコール検知器の適切な使用及び管理について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局より、別添のとおり通達が発出されました。

運送事業者は平成23年5月1日より、点呼時に酒気帯びの有無を確認する場合、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認しなければならず、またアルコール検知器を営業所ごとに備え、常時有効に保持しなければならない、とされています。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)。

本通達には、今般、国民生活センターによる市販の簡易型アルコール検知器調査結果を受け、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認については、あくまでも判断材料を増やすことが目的のため、引き続き、アルコール検知器の結果のみならず、目視等により総合的に判断し、アルコール検知器の使用及び管理においては、故障等ないように常時有効に保持するよう記されています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、改めて、アルコール検知器の保守管理の徹底し、目視及びアルコール検知器による点呼を行うよう、傘下会員事業者に対する周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

以上

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 齋藤(晃)

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

